

令和 3 年（ 2 0 2 1 年 ）

2 月 那 覇 市 議 会 定 例 会

追加議案書

（その 2）

令和 3 年 2 月 1 9 日

令和3年(2021年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第53号	那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	1
議案第54号	那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	17
議案第55号	那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	31
議案第56号	那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 ちゃーがんじゅう課	39
議案第57号	那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 障がい福祉課	53
議案第58号	那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 障がい福祉課	81
議案第59号	那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 障がい福祉課	89
議案第60号	那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 障がい福祉課	103

令和3年(2021年)2月那覇市議会定例会付議事件名

議案番号	事 件 名	関係委員会	主管部課	頁
議案第61号	那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 障がい福祉課	111
議案第62号	那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について	教育福祉委員会	福祉部 障がい福祉課	117
報告第18号	専決処分の報告について(車両事故)	都市建設環境委員会	都市みらい部 道路管理課	137
報告第19号	専決処分の報告について(業務委託金額の変更)	教育福祉委員会	学校教育部 教育研究所	139

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

介護保険法の規定により定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年法律第 83 号)附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 41 号)の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第5章 [略] 付則 (基本方針) 第2条 [略] 2～3 [略] (従業者の員数) 第4条 指定介護療養型医療施設(療養病床(医療法(昭和23年法律第205号)第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。)を有する病院であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。 (1) <u>医師、薬剤師及び栄養士</u> それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上 (2)～(4) [略]	目次 第1章～第5章 [略] <u>第6章 雑則(第56条)</u> 付則 (基本方針) 第2条 [略] 2～3 [略] <u>4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (従業者の員数) 第4条 [略] (1) <u>医師及び薬剤師</u> それぞれ医療法に規定する療養病床を有する病院として必要とされる数以上 (2)～(4) [略] <u>(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100人以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1人以上</u>

(5) [略]

2 [略]

3 指定介護療養型医療施設(健康保険法等一部改正法附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令(平成23年政令第375号)第1条の規定による改正前の介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第2項に規定する病床により構成される病棟(以下「老人性認知症疾患療養病棟」という。)を有する病院(以下「老人性認知症疾患療養病棟を有する病院」という。)であるものに限る。)に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。

(1) 医師、薬剤師及び栄養士 それぞれ
医療法上必要とされる数以上

(2)～(5) [略]

(6) [略]

4～5 [略]

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第5号及び第3項第6号の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が100人又はその端数を増すごとに1人する。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てな

(6) [略]

2 [略]

3 [略]

(1) 医師及び薬剤師 それぞれ医療法上必要とされる数以上

(2)～(5) [略]

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症疾患療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100人以上の指定介護療養型医療施設にあっては、1人以上

(7) [略]

4～5 [略]

6 療養病床を有する病院であり、かつ、老人性認知症疾患療養病棟を有する病院である指定介護療養型医療施設に置くべき介護支援専門員の員数の標準は、第1項第6号及び第3項第7号の規定にかかわらず、療養病床(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数及び老人性認知症疾患療養病棟(専ら要介護者を入院させる部分に限る。)に係る病室における入院患者の数の合計数が100人又はその端数を増すごとに1人する。

7 指定介護療養型医療施設の従業者は、専ら当該指定介護療養型医療施設の職務に従事することができる者をもって充てな

ければならない。ただし、<u>指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設(第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下この項において同じ。))を除く。以下この項において同じ。))にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き</u>、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 8 <u>第1項第5号、第3項第6号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。</u> 9～10 [略] (指定介護療養施設サービスの取扱方針) 第17条 [略] 2～5 [略] 6 指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) [略] 7～8 [略] (施設サービス計画の作成) 第18条 [略] 2～5 [略] 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療	ければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。 8 <u>第1項第6号、第3項第7号及び第6項の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入院患者の処遇に支障がない場合は、当該指定介護療養型医療施設の他の業務に従事することができるものとする。</u> 9～10 [略] (指定介護療養施設サービスの取扱方針) 第17条 [略] 2～5 [略] 6 [略] (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うものを含む。))を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。</u> (2)～(3) [略] 7～8 [略] (施設サービス計画の作成) 第18条 [略] 2～5 [略] 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入院患者に対する指定介護療
--	--

養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議をいう。以下同じ。の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 [略]

(運営規程)

第28条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(勤務体制の確保等)

第29条 [略]

2 [略]

養施設サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。)を召集して行う会議(テレビ電話装置等を活用して行うもの(入院患者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。))を含む。をいう。第11項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。

7～12 [略]

(栄養管理)

第20条の2 指定介護療養型医療施設は、入院患者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入院患者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第20条の3 指定介護療養型医療施設は、入院患者の口腔^{くう}の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入院患者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

第28条 指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第34条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第29条 [略]

2 [略]

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該指定介護療養型医療施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である要介護者に対する介護(第53条第4項において「認知症介護」という。)に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第29条の2 指定介護療養型医療施設は、感染症又は非常災害の発生時において、入院患者に対する指定介護療養施設サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護療養型医療施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第31条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

(衛生管理等)

第32条 [略]

2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) [略]

(掲示)

第34条 [略]

(非常災害対策)

第31条 [略]

2～4 [略]

5 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

6 [略]

(衛生管理等)

第32条 [略]

2 [略]

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(4) [略]

(掲示)

第34条 [略]

2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護療養型医療施設に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 [略]

(基本方針)

第43条 [略]

2 [略]

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第39条 指定介護療養型医療施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 [略]

(虐待の防止)

第39条の2 指定介護療養型医療施設は、当該指定介護療養型医療施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第43条 [略]

2 [略]

3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、

(構造設備)

第44条 [略]

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット

ア 病室

(ア) [略]

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) [略]

イ～エ [略]

(2)～(4) [略]

指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

(構造設備)

第44条 [略]

2 [略]

(1) [略]

ア [略]

(ア) [略]

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上((ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上)とすること。

(エ) [略]

イ～エ [略]

(2)～(4) [略]

3～5 [略]

第45条 [略]

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、機能訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット

ア 病室

(ア) [略]

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) [略]

イ～エ [略]

オ 廊下幅 1.8メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、2.7メートル以上とすること。

3～5 [略]

第45条 [略]

2 [略]

(1) [略]

ア [略]

(ア) [略]

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上((ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上)とすること。

(エ) [略]

イ～エ [略]

(2) 廊下幅 1.8メートル以上(中廊下にあつては、2.7メートル以上)とすること。

(2)～(3) [略]

3～5 [略]

第46条 [略]

2 前項のユニット型指定介護療養型医療施設のユニット、廊下、生活機能回復訓練室及び浴室については、次の基準を満たさなければならない。

(1) ユニット

ア 病室

(ア) [略]

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) 一の病室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない病室を改修したものについては、入院患者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、病室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(エ) [略]

イ～エ [略]

(2)～(4) [略]

3～4 [略]

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第48条 [略]

2～7 [略]

(3)～(4) [略]

3～5 [略]

第46条 [略]

2 [略]

(1) [略]

ア [略]

(ア) [略]

(イ) 病室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入院患者の定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) 一の病室の床面積等は、10.65平方メートル以上((ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上)とすること。

(エ) [略]

イ～エ [略]

(2)～(4) [略]

3～4 [略]

(指定介護療養施設サービスの取扱方針)

第48条 [略]

2～7 [略]

8 ユニット型指定介護療養型医療施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) [略] 9～10 [略] (運営規程) 第52条 ユニット型指定介護療養型医療施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 (1)～(7) [略] <u>(8)</u> [略] (勤務体制の確保等) 第53条 [略] 2～3 [略] 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	8 [略] (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。</u>)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) [略] 9～10 [略] (運営規程) 第52条 [略] (1)～(7) [略] <u>(8) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(9)</u> [略] (勤務体制の確保等) 第53条 [略] 2～3 [略] 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型指定介護療養型医療施設は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 5 <u>ユニット型指定介護療養型医療施設は、適切な指定介護療養施設サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当</u>
--	---

(準用)

第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条まで、第24条から第27条まで及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第41条第2項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第55条において準用する第14条第2項」と、第27条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する第18条」と、第41条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第55条において準用する第24条」と、第27条第3号及び第41条第2項第5号中「第37条第2項」とあるのは「第55条において準用する第37条第2項」と、第27条第4号及び第41条第2項第6号中「第39条第3項」とあるのは「第55条において準用する第39条第3項」と、第41条第2項第3号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。

な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第20条の3まで、第24条から第27条まで、第29条の2及び第31条から第41条までの規定は、ユニット型指定介護療養型医療施設について準用する。この場合において、第8条第1項中「第28条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第26条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第41条第2項第2号中「第14条第2項」とあるのは「第55条において準用する第14条第2項」と、第27条中「第18条」とあるのは「第55条において準用する第18条」と、第41条第2項第4号中「第24条」とあるのは「第55条において準用する第24条」と、第27条第3号及び第41条第2項第5号中「第37条第2項」とあるのは「第55条において準用する第37条第2項」と、第27条第4号及び第41条第2項第6号中「第39条第3項」とあるのは「第55条において準用する第39条第3項」と、第41条第2項第3号中「第17条第5項」とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第56条 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第1

	<u>1条第1項及び第14条第1項(これらの規定を第55条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。</u> <u>2 指定介護療養型医療施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。</u>
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等を順次示したものとする。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第4項、第39条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)及び第43条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第28条及び第52条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(栄養管理に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
(口腔衛生の管理に関する経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第20条の3(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第20条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)
- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に関する経過措置)
- 6 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第29条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第29条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)
- 7 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第32条第2項第3号(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、指定介護療養型医療施設は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)
- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例39条第1項(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、次の第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。
(ユニットの定員に関する経過措置)
- 9 施行日以降、当分の間、新条例第44条第2項第1号ア(イ)、第45条第2項第1号ア(イ)又は第46条第2項第1号ア(イ)の規定に基づき入院患者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定介護療養型医療施設(新条例第42条に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。)は、新条例第4条第1項第2号及び第3号、同条第2項第2号及び第3号並びに同条第3項第2号及び第3号並びに第53条第2項の基準を満たすほか、ユニット型指定介護療養型医療施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 10 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の病室であって、改正前の第44条第2項第1号ア(ウ)b、第45条第2項第1号ア(ウ)b及び第46条第2項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしている病室については、なお従前の例による。

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

老人福祉法の規定により定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成 11 年厚生省令第 46 号)の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第48号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 [略] 第2章 [略](第3条―第32条) 第3章～第5章 [略] 付則 (基本方針) 第3条 [略] 2～4 [略] (職員の専従) 第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>特別養護老人ホーム(ユニット型特別養護老人ホーム(第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下この条において同じ。))を除く。以下この条において同じ。))にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員(第41条第2項(第53条において準用する場合を含む。))の規定に基づき配置される看護職員に限る。以下この条において同じ。)</u>、<u>特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホーム(第50条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをい</u>	目次 第1章 [略] 第2章 [略](第3条―<u>第32条の2</u>) 第3章～第5章 [略] <u>第6章 雑則(第54条)</u> 付則 (基本方針) 第3条 [略] 2～4 [略] <u>5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> (職員の専従) 第7条 特別養護老人ホームの職員は、専ら当該特別養護老人ホームの職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。</u>

う。以下この条において同じ。)を併設する場合の特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員、地域密着型特別養護老人ホーム(第12条第7項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。以下この条において同じ。)にユニット型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員又は地域密着型特別養護老人ホームにユニット型地域密着型特別養護老人ホームを併設する場合の地域密着型特別養護老人ホーム及びユニット型地域密着型特別養護老人ホームの介護職員及び看護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

(運営規程)

第8条 特別養護老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(非常災害対策)

第9条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

(処遇の方針)

第16条 [略]

2～5 [略]

6 特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(運営規程)

第8条 [略]

(1)～(7) [略]

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) [略]

(非常災害対策)

第9条 [略]

2～4 [略]

5 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

6 [略]

(処遇の方針)

第16条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) [略]

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7～8 [略]

(施設長の責務)

第24条 [略]

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第32条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 [略]

2 [略]

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) [略]

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

7～8 [略]

(施設長の責務)

第24条 [略]

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 [略]

2 [略]

3 特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該特別養護老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症(同法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である要介護者に対する介護(第41条第4項において「認知症介護」という。)に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の

(衛生管理等)

第27条 [略]

2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第27条 [略]

2 [略]

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

(4) [略]

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 [略]

(基本方針)

第34条 [略]

2 [略]

(4) [略]

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第32条 特別養護老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 [略]

(虐待の防止)

第32条の2 特別養護老人ホームは、当該特別養護老人ホームにおける虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(基本方針)

第34条 [略]

2 [略]

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

(運営規程)

第35条 ユニット型特別養護老人ホーム
は、次に掲げる施設の運営についての重
要事項に関する規程を定めておかなけれ
ばならない。

(1)～(8) [略]

(9) [略]

(設備の基準)

第36条 [略]

2～3 [略]

4 前項第1号から第4号までに掲げる設備
の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) [略]

(イ) 居室は、いずれかのユニット
に属するものとし、当該ユニット
の共同生活室に近接して一体的に
設けること。ただし、一のユニッ
トの入居定員は、おおむね10人以
下としなければならない。

(ウ) [略]

(エ) 一の居室の面積等は、次のい
ずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とする
こと。ただし、(ア)ただし書
の場合にあつては、21.3平方メー
トル以上とすること。

b ユニットに属さない居室を改
修したものについては、入居者
同士の視線の遮断の確保を前提
にした上で、居室を隔てる壁に
ついて、天井との間に一定の隙
間が生じていても差し支えな

(運営規程)

第35条 [略]

(1)～(8) [略]

(9) 虐待の防止のための措置に関する
事項

(10) [略]

(設備の基準)

第36条 [略]

2～3 [略]

4 [略]

(1) [略]

ア [略]

(ア) [略]

(イ) 居室は、いずれかのユニット
に属するものとし、当該ユニット
の共同生活室に近接して一体的に
設けること。ただし、一のユニッ
トの入居定員は、原則としておお
むね10人以下とし、15人を超えな
いものとする。

(ウ) [略]

(エ) 一の居室の面積等は、10.65
平方メートル以上((ア)ただし書
の場合にあつては、21.3平方メー
トル以上)とすること。

い。 (オ)～(ケ) [略] イ～エ [略] (2)～(4) [略] 5～6 [略] (サービスの取扱方針) 第37条 [略] 2～7 [略] 8 ユニット型特別養護老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の<u>従業者</u>に周知徹底を図ること。 (2) [略] (3) 介護職員その他の<u>従業者</u>に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 9～10 [略] (勤務体制の確保等) 第41条 [略] 2～3 [略] 4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。	(オ)～(ケ) [略] イ～エ [略] (2)～(4) [略] 5～6 [略] (サービスの取扱方針) 第37条 [略] 2～7 [略] 8 [略] (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。</u>)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の<u>職員</u>に周知徹底を図ること。 (2) [略] (3) 介護職員その他の<u>職員</u>に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 9～10 [略] (勤務体制の確保等) 第41条 [略] 2～3 [略] 4 ユニット型特別養護老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。<u>この場合において、当該ユニット型特別養護老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)</u>に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。 5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、<u>職場において行われる性的な言動又は優</u>
--	---

(準用)

第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第32条までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第43条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第43条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第35条及び第37条から第42条まで並びに第43条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで及び第27条から第32条まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。

(1)～(7) [略]

2～8 [略]

9 第1項第3号及び第5号から第7号までの規定にかかわらず、サテライト型居住施

越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第43条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2及び第27条から第32条の2までの規定は、ユニット型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第43条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第43条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2まで」とあるのは「第35条及び第37条から第42条まで並びに第43条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2及び第27条から第32条の2まで」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第46条 地域密着型特別養護老人ホームには、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置かなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

(1)～(7) [略]

2～8 [略]

9 [略]

設の生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により当該サテライト型居住施設の入所者の処遇が適切に行われていると認められるときは、これを置かないことができる。

(1) 特別養護老人ホーム 栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) [略]

10～15 [略]

(地域との連携等)

第48条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 [略]

(準用)

第49条 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで及び第32条の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5

(1) 特別養護老人ホーム 生活相談員、栄養士、機能訓練指導員又は調理員、事務員その他の職員

(2)～(5) [略]

10～15 [略]

(地域との連携等)

第48条 地域密着型特別養護老人ホームは、その運営に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、本市の職員又は当該地域密着型特別養護老人ホームが所在する区域を管轄する介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型特別養護老人ホームについて知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うもの(利用者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得たものに限る。))を含む。以下「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2～4 [略]

(準用)

第49条 第3条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで、第32条及び第32条の2の規定は、地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中

項」とあるのは「第49条において準用する第16条第5項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第47条及び第48条並びに第49条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで及び第32条」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第51条 [略]

2～3 [略]

4 前項第1号から第4号までに掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) ユニット

ア 居室

(ア) [略]

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、おおむね10人以下としなければならない。

(ウ) [略]

(エ) 一の居室の床面積等は、次のいずれかを満たすこと。

a 10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。

b ユニットに属さない居室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提

「第16条第5項」とあるのは「第49条において準用する第16条第5項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第49条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第49条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2まで」とあるのは「第47条及び第48条並びに第49条において準用する第8条から第10条まで、第13条から第16条まで、第18条から第30条まで、第32条及び第32条の2」と読み替えるものとする。

(設備の基準)

第51条 [略]

2～3 [略]

4 [略]

(1) [略]

ア [略]

(ア) [略]

(イ) 居室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする。

(ウ) [略]

(エ) 一の居室の床面積等は、10.65平方メートル以上((ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上)とすること。

にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。

(オ)～(ケ) [略]

イ～エ [略]

(2)～(4) [略]

5～7 [略]

(準用)

第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第53条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第53条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条まで」とあるのは「第52条並びに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第27条から第30条まで、第32条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条」と読み替えるものとする。

(オ)～(ケ) [略]

イ～エ [略]

(2)～(4) [略]

5～7 [略]

(準用)

第53条 第4条から第7条まで、第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条、第32条の2、第34条、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条の規定は、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、第10条第2項第3号中「第16条第5項」とあるのは「第53条において準用する第37条第7項」と、同項第4号中「第30条第2項」とあるのは「第53条において準用する第30条第2項」と、同項第5号中「第32条第3項」とあるのは「第53条において準用する第32条第3項」と、第24条第2項中「第8条から第10条まで及び第13条から第32条の2まで」とあるのは「第52条並びに第53条において準用する第9条、第10条、第13条から第15条まで、第19条、第21条から第24条まで、第25条の2、第27条から第30条まで、第32条、第32条の2、第35条、第37条、第39条から第42条まで及び第48条」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第54条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載され

	た紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。 2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの(以下この項において「説明等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によつて認識することができない方法をいう。)によることができる。
備考	1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第5項(新条例第49条において準用する場合を含む。)、第32条の2(新条例第43条、第49条、第53条において準用する場合を含む。)及び第34条第3項(新条例第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新条例第8条(新条例第49条において準用する場合を含む。)及び第35条(新条例第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条第3項(新条例第49条において準用する場合を含む。)及び第41条第4項(新条例53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2(新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第25条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項第3号(新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、特別養護老人ホームは、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)

- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第32条第1項(新条例第43条、第49条及び第53条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、次の第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に関する経過措置)

- 7 施行日以降、当分の間、新条例第36条第4項第1号ア(イ)及び第51条第4項第1号ア(イ)の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホーム(新条例第33条に規定するユニット型特別養護老人ホームをいう。以下同じ。)は、新条例第12条第1項第4号ア及び第41条第2項(第53条において準用する場合を含む。)の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 8 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の居室であって、改正前の第36条第4項第1号ア(エ)bの規定の要件を満たしている居室については、なお従前の例による。

那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例制定について

那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

社会福祉法の規定により定めるべきこととされている、条例が従うべき基準等を定めた「軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準」(平成 20 年厚生労働省令第 107 号)の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例
第46号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第2章 [略] 第3章 [略](第4条—<u>第34条</u>) 付則 (基本方針) 第3条 [略] 2～3 [略] (運営規程) 第8条 軽費老人ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(以下「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(6) [略] <u>(7)</u> [略] (非常災害対策) 第9条 [略] 2～4 [略] <u>5</u> [略] (サービス提供の方針)	目次 第1章～第2章 [略] 第3章 [略](第4条—<u>第35条</u>) <u>第4章 雑則(第36条)</u> 付則 (基本方針) 第3条 [略] 2～3 [略] <u>4 軽費老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> (運営規程) 第8条 [略] (1)～(6) [略] <u>(7) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(8)</u> [略] (非常災害対策) 第9条 [略] 2～4 [略] <u>5 軽費老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> <u>6</u> [略] (サービス提供の方針)

第18条 [略]

2～4 [略]

5 軽費老人ホームは、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)～(3) [略]

(施設長の責務)

第23条 [略]

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第34条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 [略]

2 [略]

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

第18条 [略]

2～4 [略]

5 [略]

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2)～(3) [略]

(施設長の責務)

第23条 [略]

2 施設長は、職員に第8条から第10条まで、第13条から前条まで及び次条から第35条までの規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第25条 [略]

2 [略]

3 軽費老人ホームは、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該軽費老人ホームは、職員(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症(同法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である要介護者に対する介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 軽費老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業

(衛生管理等)

第27条 [略]

2 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。

環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第25条の2 軽費老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 軽費老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 軽費老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第27条 [略]

2 [略]

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に対し、周知徹底を図ること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施すること。

(4) [略]

(揭示)

第29条 [略]

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第34条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2～4 [略]

(4) [略]

(揭示)

第29条 [略]

2 軽費老人ホームは、前項に規定する事項を記載した書面を当該軽費老人ホームに備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第34条 軽費老人ホームは、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1)～(2) [略]

(3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2～4 [略]

(虐待の防止)

第35条 軽費老人ホームは、当該軽費老人ホームにおける虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第4章 雑則

(電磁的記録等)

第36条 軽費老人ホーム及びその職員は、

	作成、交付、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 2 軽費老人ホーム及びその職員は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下この項において「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。	

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（虐待の防止に関する経過措置）
- 2 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項及び第35条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるように努めなければ」とし、新条例第8条の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、

「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(業務継続計画の策定等に関する経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第25条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)

- 5 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第27条第2項第3号の規定にかかわらず、軽費老人ホームは、介護職員その他の職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)

- 6 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第34条第1項の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、次の第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

介護保険法の規定により定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準」(平成 30 年厚生労働省令第 5 号)の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章～第5章 [略] 付則 (基本方針) 第3条 [略] 2～3 [略] (従業者の員数等) 第5条 法第111条第2項の規定により介護医療院に置くべき医師、看護師、介護支援専門員及び介護その他の業務に従事する従業者の員数は、次のとおりとする。 (1)～(5) [略] (6) 栄養士 入所定員100人以上の介護医療院にあつては、1人以上 (7)～(9) [略] 2～3 [略] 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、<u>介護医療院(ユニット型介護医療院(第44条のユニット型介護医療</u>	目次 第1章～第5章 [略] <u>第6章 雑則(第56条)</u> 付則 (基本方針) 第3条 [略] 2～3 [略] <u>4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u> <u>5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u> (従業者の員数等) 第5条 [略] (1)～(5) [略] (6) 栄養士<u>又は管理栄養士</u> 入所定員100人以上の介護医療院にあつては、1人以上 (7)～(9) [略] 2～3 [略] 4 介護医療院の従業者は、専ら当該介護医療院の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

院をいう。以下この項において同じ。)を除く。以下この項において同じ。)にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き、入所者の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

5～7 [略]

(施設)

第6条 [略]

2 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 診察室

ア～イ [略]

(3)～(10) [略]

3 [略]

(構造設備の基準)

第7条 介護医療院の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1)～(3) [略]

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18(第1項第4号から第6号までを除く。)、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる

5～7 [略]

(施設)

第6条 [略]

2 [略]

(1) [略]

(2) [略]

ア～イ [略]

ウ 臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあっては、医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の7から第9条の7の3までの規定を準用する。

(3)～(10) [略]

3 [略]

(構造設備の基準)

第7条 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 診察の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずることとし、放射線に関する構造設備については、医療法施行規則第30条、第30条の4、第30条の13、第30条の14、第30条の16、第30条の17、第30条の18(第1項第4号から第6号までを除く。)、第30条の19、第30条の20第2項、第30条の21、第30条の22、第30条の23第1項、第30条の25、第30条の26第3項から第5項まで及び第30条の27の規定を準用する。この場合において、同令第30条の18第1項中「いずれか及び第4号から第6号までに掲げる措置」とあるのは「いずれ

措置」とあるのは「いずれか」と読み替えるものとする。	か」と読み替えるものとする。
(5)～(8) [略]	(5)～(8) [略]
2 [略]	2 [略]
(介護医療院サービスの取扱方針)	(介護医療院サービスの取扱方針)
第17条 [略]	第17条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
6 介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。	6 [略]
(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。	(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)</u> を活用して行うものを含む。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
(2)～(3) [略]	(2)～(3) [略]
7～8 [略]	7～8 [略]
(施設サービス計画の作成)	(施設サービス計画の作成)
第18条 [略]	第18条 [略]
2～5 [略]	2～5 [略]
6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を召集して行う会議をいう。第11項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。	6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議(入所者に対する介護医療院サービスの提供に当たる他の担当者(以下この条において「担当者」という。))を召集して行う会議(<u>テレビ電話装置等を活用して行うもの(入所者又はその家族が参加する場合にあっては、当該テレビ電話装置等の活用についてこれらの者の同意を得た場合に限る。)</u> を含む。)をいう。第11項において同じ。)の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。
7～12 [略]	7～12 [略]
	(<u>栄養管理</u>)

(運営規程)

第30条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第36条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) [略]

(勤務体制の確保等)

第31条 [略]

2 [略]

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

第21条の2 介護医療院は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

(口腔衛生の管理)

第21条の3 介護医療院は、入所者の^{くう}口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

(運営規程)

第30条 介護医療院は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第36条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(6) [略]

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第31条 [略]

2 [略]

3 介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該介護医療院は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症(法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。)である要介護者に対する介護(第53条4項において「認知症介護」という。)に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

4 介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場にお

	<u>いて行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u> <u>第31条の2 介護医療院は、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対する介護医療院サービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務の再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 介護医療院は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u> <u>3 介護医療院は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> (非常災害対策) 第33条 [略] 2～4 [略]
(非常災害対策) 第33条 [略] 2～4 [略]	(非常災害対策) 第33条 [略] 2～4 [略]
5 [略] (衛生管理等) 第34条 [略] 2 介護医療院は、当該介護医療院において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) <u>当該介護医療院における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業</u>	5 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 6 [略] (衛生管理等) 第34条 [略] 2 [略] (1) <u>感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)</u>をおおむね3月に1回以上開催するとともに、その結果について、

者に周知徹底を図ること。 (2) <u>当該介護医療院における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u> (3) <u>当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施すること。</u> (4) [略] 3 [略] (揭示) 第36条 [略] (事故発生の防止及び発生時の対応) 第41条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に<u>定める措置</u>を講じなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 事故発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 2～4 [略]	介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) <u>介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。</u> (4) [略] 3 [略] (揭示) 第36条 [略] 2 <u>介護医療院は、前項に規定する事項を記載した書面を当該介護医療院に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による揭示に代えることができる。</u> (事故発生の防止及び発生時の対応) 第41条 介護医療院は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に<u>掲げる措置</u>を講じなければならない。 (1)～(2) [略] (3) 事故発生の防止のための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。 (4) <u>前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u> 2～4 [略] (虐待の防止) 第41条の2 <u>介護医療院は、当該介護医療院における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催す</u>
--	---

a <u>10.65平方メートル以上とすること。ただし、(ア)ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること。</u> b <u>ユニットに属さない療養室を改修したものについては、入居者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、療養室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じていても差し支えない。</u> (エ)～(キ) [略] イ～エ [略] (2) 診察室 ア～イ [略] (3)～(5) [略] 3～5 [略] (介護医療院サービスの取扱方針) 第48条 [略] 2～7 [略] 8 ユニット型介護医療院は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) [略] 9～10 [略] (運営規程) 第52条 ユニット型介護医療院は、次に掲	<u>し書の場合にあっては、21.3平方メートル以上)とすること。</u> (エ)～(キ) [略] イ～エ [略] (2) [略] ア～イ [略] ウ <u>臨床検査施設において検体検査を実施する場合にあっては、医療法施行規則第9条の7から第9条の7の3までの規定を準用する。</u> (3)～(5) [略] 3～5 [略] (介護医療院サービスの取扱方針) 第48条 [略] 2～7 [略] 8 [略] (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会<u>(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)</u>を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 (2)～(3) [略] 9～10 [略] (運営規程) 第52条 [略]
---	---

げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) [略]

(勤務体制の確保等)

第53条 [略]

2～3 [略]

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(準用)

第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第21条まで、第24条、第26条から第29条まで及び第33条から第43条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第28条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第43条第2項第4号中「第17条第5項」とあるのは「第

(1)～(7) [略]

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

(9) [略]

(勤務体制の確保等)

第53条 [略]

2～3 [略]

4 ユニット型介護医療院は、従業者に対し、その資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該ユニット型介護医療院は、従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これらに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

5 ユニット型介護医療院は、適切な介護医療院サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第55条 第8条から第14条まで、第16条、第18条から第21条の3まで、第24条、第26条から第29条まで、第31条の2及び第33条から第43条までの規定は、ユニット型介護医療院について準用する。この場合において、第8条第1項中「第30条に規定する運営規程」とあるのは「第52条に規定する重要事項に関する規程」と、第28条第2項中「この章」とあるのは「第5章第3節」と、第43条第2項第4号中「第17条第5項」と

48条第7項」と読み替えるものとする。

付 則

とあるのは「第48条第7項」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

(電磁的記録等)

第56条 介護医療院及びその従業者は、作成、保存その他これらに類するもののうちこの条例において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されているもの又は想定されるもの(第11条第1項及び第14条第1項(これらの規定を第55条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 介護医療院及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下この項において「交付等」という。)のうち、この条例において書面で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。)によることができる。

付 則

11 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第6条第2項第7号イ及び第46条第2項第5号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するま

	での間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。
備考 1 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)がない場合には、当該改正後部分を加える。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に関する経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、改正後の那覇市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第4項、第41条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)及び第45条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」とし、新条例第30条及び第52条の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項(虐待の防止のための措置に関する事項を除く。)」とする。
(栄養管理に関する経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条の2中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
(口腔衛生の管理に関する経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第21条の3(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第21条の3中「行わなければ」とあるのは、「行うよう努めなければ」とする。
(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条第3項及び第53条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に関する経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第31条の2(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第31条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に関する経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第34条第2項第3号(新条例第55条において

準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、介護医療院は、介護職員その他の従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的の実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めるものとする。

(事故発生の防止及び発生時の対応に関する経過措置)

- 8 施行日から起算して6月を経過する日までの間、新条例第41条第1項(新条例第55条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「次の第1号から第3号までに掲げる措置を講ずるとともに、次の第4号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に関する経過措置)

- 9 施行日以降、当分の間、新条例第46条第2項第1号ア(イ)の規定に基づき入居者の定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型介護医療院(新条例第44条に規定するユニット型介護医療院をいう。以下同じ。)は、新条例第5条第1項第3号及び第4号並びに第7項第2号並びに第53条第2項の基準を満たすほか、ユニット型介護医療院における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。
- 10 この条例の施行の際現に存する建物(基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)の療養室であつて、改正前の第46条第2項第1号ア(ウ)bの規定の要件を満たしている療養室については、なお従前の例による。

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を
定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により
定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「障害者の日常生
活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービ
スの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の改正に伴い、
これに対応する条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 [略] 2 [略] 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (運営規程) 第33条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第37条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(9) [略] (勤務体制の確保等) 第35条 [略] 2～3 [略]	(指定障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 [略] 2 [略] 3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない。</u> (運営規程) 第33条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第37条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。 (1)～(9) [略] (勤務体制の確保等) 第35条 [略] 2～3 [略] 4 <u>指定居宅介護事業者は、適切な指定居宅介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> (業務継続計画の策定等) 第35条の2 <u>指定居宅介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護の提供を継続的に</u>

(衛生管理等)

第36条 [略]

2 [略]

(掲示)

第37条 [略]

実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第36条 [略]

2 [略]

3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第37条 [略]

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

(準用)

第37条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的
に実施すること。

(虐待の防止)

第42条の2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的
に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的
に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(準用)

第45条 第11条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第45条第1項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第45条第1項において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第45条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第45条第1項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第9条において準用する第7条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第45条第1項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第45条第1項において準用する第37条」と、第34条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第11条から第33条まで及び第35条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第45条第2項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第45条第2項において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第45条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第45条第2項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第9条において準用する第7条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第45条第2項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第45条第2項において準用する第37条」と読み替えるものとする。

第45条 第11条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第45条第1項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第45条第1項において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第45条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第45条第1項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第9条において準用する第7条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第45条第1項において準用する第28条」と、第33条中「第37条第1項」とあるのは「第45条第1項において準用する第37条第1項」と、第34条中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第11条から第33条まで及び第35条から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第45条第2項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第45条第2項において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第45条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第45条第2項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第9条において準用する第7条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第45条第2項において準用する第28条」と、第33条中「第37条第1項」とあるのは「第45条第2項において準用する第37条第1項」と読み替えるものとする。

(運営に関する基準)

第50条 第6条第1項及び第4節(第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条及び第45条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第1項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第50条第1項において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第50条第1項において準用する第37条」と読み替えるものとする。

2 第6条第2項から第4項まで並びに第4節(第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条及び第45条を除く。)並びに第46条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第2項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第1項中「第28条」とあるのは「第50条において準用する第28条」と、第33条中「第37条」とあるのは「第50条第2

(運営に関する基準)

第50条 第6条第1項及び第4節(第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条、第37条の2及び第45条を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第1項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第1項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第50条第1項において準用する第28条」と、第33条中「第37条第1項」とあるのは「第50条第1項において準用する第37条第1項」と読み替えるものとする。

2 第6条第2項から第4項まで並びに第4節(第23条第1項、第24条、第25条第1項、第29条、第34条、第37条の2及び第45条を除く。)並びに第46条から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第50条第2項において準用する第33条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第2項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第23条第2項」と、第27条第1号中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項において準用する次条第1項」と、第28条第1項中「第7条第2項」とあるのは「第46条第2項」と、第32条第3項中「第28条」とあるのは「第50条において準用する第28条」と、第33条中「第37条第1項」とある

項において準用する第37条」と、第49条第1項第2号中「第46条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第46条第2項」と、第49条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第61条 [略]

2～4 [略]

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 [略]

(運営規程)

第70条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第75条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(10) [略]

(勤務体制の確保等)

第71条 [略]

2～3 [略]

(非常災害対策)

第73条 [略]

2～4 [略]

のは「第50条第2項において準用する第37条第1項」と、第49条第1項第2号中「第46条第2項」とあるのは「第50条第2項において準用する第46条第2項」と、第49条第2項中「次条第1項」とあるのは「第50条第2項」と読み替えるものとする。

(療養介護計画の作成等)

第61条 [略]

2～4 [略]

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 [略]

(運営規程)

第70条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第75条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(10) [略]

(勤務体制の確保等)

第71条 [略]

2～3 [略]

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(非常災害対策)

第73条 [略]

2～4 [略]

5 指定療養介護事業者は、前項に規定する

5 〔略〕

(衛生管理等)

第74条 〔略〕

- 2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第75条 〔略〕

(身体拘束等の禁止)

第76条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

- 2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時

訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

6 〔略〕

(衛生管理等)

第74条 〔略〕

- 2 指定療養介護事業者は、当該指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第75条 〔略〕

- 2 指定療養介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定療養介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第76条 削除

間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(記録の整備)

第78条 [略]

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 第76条第2項に規定する身体拘束等の記録

(5)～(6) [略]

(準用)

第79条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第38条、第39条第1項及び第40条から第42条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第70条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第57条第1項」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第88条の2 [略]

(運営規程)

第92条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運

(記録の整備)

第78条 [略]

2 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 次条において準用する第37条の2第2項に規定する身体拘束等の記録

(5)～(6) [略]

(準用)

第79条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第35条の2、第37条の2、第38条、第39条第1項及び第40条から第42条の2までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第70条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第57条第1項」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第88条の2 [略]

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業者が提供する指定生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者が第191条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(運営規程)

第92条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運

営についての重要事項に関する運営規程（第95条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(12) [略]

(衛生管理等)

第93条 [略]

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(掲示)

第95条 [略]

(準用)

第96条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで及び第76条から第78条までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第85条第1項」と、

営についての重要事項に関する運営規程（第95条第1項において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)～(12) [略]

(衛生管理等)

第93条 [略]

2 指定生活介護事業者は、当該指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(掲示)

第95条 [略]

2 指定生活介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定生活介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(準用)

第96条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条及び第78条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第85条

第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第85条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第96条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第96条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第96条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第96条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第96条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第96条」と読み替えるものとする。

(準用)

第96条の5 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第80条、第82条及び前節(第96条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第111条 第11条、第13条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第31条、第38条から第44条まで、第63条、第69条、第71条、第73条、第76条、第77条、第90条及び第93条から第95条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第109条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第106条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第106条第2項」と、第95条中「前条」とあるのは「第

第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第85条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第96条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第96条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第96条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第96条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第96条」と読み替えるものとする。

(準用)

第96条の5 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第80条、第82条及び前節(第96条を除く。)の規定は、共生型生活介護の事業について準用する。

(準用)

第111条 第11条、第13条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第31条、第35条の2、第37条の2から第44条まで、第63条、第69条、第71条、第73条、第77条、第90条及び第93条から第95条までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第109条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第106条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第106条第2項」と、第95条第1項中「前条」

111条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第111条の4 第11条、第13条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第31条、第38条から第44条まで、第53条、第63条、第69条、第71条から第73条まで、第76条、第77条、第90条、第93条から第95条まで、第100条及び前節(第110条及び第111条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(準用)

第124条 第11条から第23条まで、第25条、第30条、第31条、第36条から第44条まで及び第69条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第123条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第124条において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第124条において準用する第23条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第150条 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで及び第88条の2から第95条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第150条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第150条において準用する次条第1項」と、「療

とあるのは「第111条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第111条の4 第11条、第13条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第31条、第35条の2、第37条の2から第44条まで、第53条、第63条、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第90条、第93条から第95条まで、第100条及び前節(第110条及び第111条を除く。)の規定は、共生型短期入所の事業について準用する。

(準用)

第124条 第11条から第23条まで、第25条、第30条、第31条、第35条(第1項及び第2項を除く。)から第44条まで及び第69条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第123条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第124条において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第124条において準用する第23条第2項」と読み替えるものとする。

(準用)

第150条 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条及び第88条の2から第95条までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第150条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第150条において準用する次条第1項」と

養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第150条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第150条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第150条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第150条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第150条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第150条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第150条の4 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第82条、第88条の2から第95条まで、第143条及び前節(第150条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

(記録の整備)

第159条 [略]

2 指定自立訓練(生活訓練)事業者は、利用者に対する指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練(生活訓練)を提供した日から5年間保存しなければならない。

(1)～(3) [略]

(4) 次条において準用する第76条第2項

と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第150条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第150条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第150条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第150条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第150条において準用する第95条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第150条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第150条の4 第11条から第22条まで、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第82条、第88条の2から第95条まで、第143条及び前節(第150条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

(記録の整備)

第159条 [略]

2 [略]

(1)～(3) [略]

(4) 次条において準用する第37条の2第

に規定する身体拘束等の記録

(5)～(6) [略]

(準用)

第160条 第11条から第20条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条、第77条、第88条の2から第95条まで、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第160条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第160条の4 第11条から第20条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条、第77条、第82条、第88条の2から第95条まで、第148条、第149条、第153条及び前節(第160条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

(従業者の員数)

2項に規定する身体拘束等の記録

(5)～(6) [略]

(準用)

第160条 第11条から第20条まで、第22条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第88条の2から第95条まで、第148条及び第149条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第160条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第158条第1項から第4項まで」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第158条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第160条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第160条において準用する第95条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第160条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第160条の4 第11条から第20条まで、第22条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第53条、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第82条、第88条の2から第95条まで、第148条、第149条、第153条及び前節(第160条を除く。)の規定は、共生型自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

(従業者の員数)

第164条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 <u>第1項第2号の就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</u> 6 〔略〕 (認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数) 第165条 〔略〕 2 前項の従業者及びその員数については、<u>前条第2項から第4項まで及び第6項の規定を準用する。</u> (職場への定着のための<u>支援</u>の実施) 第171条 〔略〕 (準用) 第173条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第25条、第30条、<u>第38条から第43条まで</u>、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、<u>第76条から第78条まで</u>、第87条、第88条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第158条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第61条	第164条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 〔略〕 (認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数) 第165条 〔略〕 2 前項の従業者及びその員数については、<u>前条第2項から第5項までの規定を準用する。</u> (職場への定着のための<u>支援等</u>の実施) 第171条 〔略〕 2 <u>指定就労移行支援事業者は、利用者が第191条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。</u> (準用) 第173条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第25条、第30条、<u>第35条の2、第37条の2から第43条まで</u>、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、<u>第77条、第78条、第87条、第88条、第89条</u>から第95条まで、第147条、第148条及び第158条の2の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第173条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第173条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第173条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第6
---	--

中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第173条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第173条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第173条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第173条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第173条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)が」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)の」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第184条 [略]

1条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第62条中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第173条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第173条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第173条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第173条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第173条において準用する第95条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第173条において準用する前条」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)が」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者に限る。以下この項において同じ。)が」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)の」とあるのは「支給決定障害者(厚生労働大臣が定める者を除く。)の」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第184条 [略]

2 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第191条の2に規定する指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、第191条の3に規定する指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

(準用)

第186条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第89条から第91条まで、第93条から第95条まで、第147条、第148条及び第172条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第185条の2」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第186条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第186条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第186条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第186条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第186条において準用

第185条の3 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第186条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第89条から第91条まで、第93条から第95条まで、第147条、第148条及び第172条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第185条の2」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第186条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第186条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第186条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第186条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第186条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とある

する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第186条」と、第95条中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第191条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第76条から第78条まで、第87条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第182条から第184条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第191条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第191条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第191条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第191条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第191条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第191条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第191条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第191条において準用する第95条」と、第95条中「前条」とあ

のは「第186条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第186条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第191条 第11条から第19条まで、第21条、第22条、第24条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第60条から第63条まで、第69条、第71条から第73条まで、第77条、第78条、第87条、第89条から第95条まで、第147条、第148条及び第182条から第184条までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第191条において準用する第92条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する第147条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第191条において準用する第147条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第62条中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第191条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第191条において準用する第21条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第191条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第191条」と、第92条中「第95条」とあるのは「第191条において準用する第95条」と、第95条第1項中「前条」とあるのは「第191条において準用する前条」と、第182条第1項

るのは「第191条において準用する前条」と、第182条第1項中「第186条」とあるのは「第191条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援の実施)

第191条の8 [略]

- 2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第191条の12 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第43条まで、第60条、第61条、第63条及び第69条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第191条の10」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条の12において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第191条の12において準用する第23条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第191条の20 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第43条まで、第60条、第61条、第63条、第69条、第191条の6、第191条の10及び第191条の11の規定は、指定自立生活援助の事業について準用する。

中「第186条」とあるのは「第191条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第191条の8 [略]

- 2 指定就労定着支援事業者は、利用者に対して前項の支援を提供するに当たっては、1月に1回以上、当該利用者との対面又はテレビ電話装置等を用いる方法その他の対面に相当する方法により行うとともに、1月に1回以上、当該利用者を雇用した通常の事業所の事業主を訪問することにより当該利用者の職場での状況を把握するよう努めなければならない。

(準用)

第191条の12 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第37条まで、第38条から第43条まで、第60条、第61条、第63条及び第69条の規定は、指定就労定着支援の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第191条の10」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条の12において準用する次条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第191条の12において準用する第23条第2項」と、第60条第1項中「次条第1項」とあるのは「第191条の12において準用する次条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「就労定着支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第191条の20 第11条から第25条まで、第31条、第35条から第37条まで、第38条から第43条まで、第60条、第61条、第63条、第69条、第191条の6、第191条の10及び第191条の11の規定は、指定自立生活援助の

この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第191条の20において準用する第191条の10」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条の20において準用する次条第1項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第193条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第204条 [略]

2～5 [略]

(準用)

第208条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条及び第158条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第203条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」

事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第191条の20において準用する第191条の10」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第191条の20において準用する次条第1項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「自立生活援助計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第193条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第204条 [略]

2～5 [略]

6 指定共同生活援助事業者は、適切な指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第208条 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第77条、第78条、第91条、第93条、第95条及び第158条の2の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第203条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第198条第1項」と、第25条第2項中「第23条

とあるのは「第198条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第208条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第208条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第208条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第208条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第208条」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第207条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第208条の4 [略]

2～3 [略]

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

第2項」とあるのは「第198条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第208条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第208条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第208条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第208条」と、第95条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第207条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第208条の4 [略]

2～3 [略]

4 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項及び第2項に規定する日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者のうち、1人以上は、常勤でなければな

(準用)

第208条の11 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第196条から第200条まで及び第203条から第207条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第208条の11において準用する第203条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第208条の11において準用する第198条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第208条の11において準用する第198条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第208条の11において読み替えて準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第208条の11において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第208条の11において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第208条の11において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第208条の11」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第208条の11において準用する第207条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受ける

らない。

(準用)

第208条の11 第11条、第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第77条、第78条、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第196条から第200条まで及び第203条から第207条までの規定は、日中サービス支援型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第11条第1項中「第33条」とあるのは「第208条の11において準用する第203条」と、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第208条の11において準用する第198条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第208条の11において準用する第198条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第208条の11において読み替えて準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「日中サービス支援型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第208条の11において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第208条の11において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第208条の11」と、第95条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第208条の11において準用する第207条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定

けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第211条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(勤務体制の確保等)

第218条 [略]

2～4 [略]

(準用)

第219条 第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第38条から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第76条から第78条まで、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第196条から第200条まで、第201条、第202条及び第205条から第207条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第219条において準用

宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な日中サービス支援型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第211条 [略]

2 [略]

3 第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の従業者は、専ら外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(勤務体制の確保等)

第218条 [略]

2～4 [略]

5 外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、適切な外部サービス利用型指定共同生活援助の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(準用)

第219条 第13条、第14条、第16条から第19条まで、第22条、第25条、第30条、第35条の2、第37条の2から第43条まで、第56条、第61条、第63条、第69条、第73条、第77条、第78条、第91条、第93条、第95条、第158条の2、第196条から第200条まで、第201条、第202条及び第205条から第207条までの規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第22条第2項中「次条第1項」とあるのは「第219条において

する第198条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第219条において準用する第198条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第219条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第219条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第219条において準用する第91条」と、同項第4号中「第76条第2項」とあるのは「第219条において準用する第76条第2項」と、同項第5号及び第6号中「次条」とあるのは「第219条」と、第95条中「前条の協力医療機関」とあるのは「第219条において準用する第207条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第201条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第220条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A

準用する第198条第1項」と、第25条第2項中「第23条第2項」とあるのは「第219条において準用する第198条第2項」と、第61条中「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、第78条第2項第1号中「第61条」とあるのは「第219条において準用する第61条」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同項第2号中「第56条第1項」とあるのは「第219条において準用する第56条第1項」と、同項第3号中「第68条」とあるのは「第219条において準用する第91条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第219条」と、第95条第1項中「前条の協力医療機関」とあるのは「第219条において準用する第207条第1項の協力医療機関及び同条第2項の協力歯科医療機関」と、第158条の2第1項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者を除く。)」と、同条第2項中「支給決定障害者(指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。)」とあるのは「支給決定障害者(入居前の体験的な外部サービス利用型指定共同生活援助を受けている者に限る。)」と、第201条第3項中「当該指定共同生活援助事業所の従業者」とあるのは「当該外部サービス利用型指定共同生活援助事業所及び受託居宅介護サービス事業所の従業者」と読み替えるものとする。

(従業者の員数等に関する特例)

第220条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練(機能訓練)事業所、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A

型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第69条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第81条第6項、第144条第6項及び第7項、第154条第6項、第164条第4項及び第5項並びに第175条第4項(第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

- 2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第81条第1項第3号及び第7項、第144条第1項第2号及び第8項、第154条第1項第3号及び第7項、第164条第1項第3号及び第6項並びに第175条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとする事ができる。

(1)～(2) [略]

型事業所及び指定就労継続支援B型事業所(指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。)並びに指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所(指定通所支援基準条例第69条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。)及び指定放課後等デイサービス事業所(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が20人未満である場合は、第81条第6項、第144条第6項及び第7項、第154条第6項、第164条第4項並びに第175条第4項(第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上の者を常勤でなければならないものとする事ができる。

- 2 多機能型事業所(指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。)は、第81条第1項第3号及び第7項、第144条第1項第2号及び第8項、第154条第1項第3号及び第7項、第164条第1項第3号及び第5項並びに第175条第1項第2号及び第5項(これらの規定を第188条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないものとする事ができる。

(1)～(2) [略]

付 則 (指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例) 第3条 第201条第3項及び第208条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>平成33年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。 2 第201条第3項及び第208条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>平成33年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。 (1)～(2) [略] 3 [略]	付 則 (指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例) 第3条 第201条第3項及び第208条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であって、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。 2 第201条第3項及び第208条の8第4項の規定は、指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の利用者のうち、区分省令第1条第5号に規定する区分4、同条第6号に規定する区分5又は同条第7号に規定する区分6に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所又は当該日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、<u>令和6年3月31日</u>までの間、当該利用者については、適用しない。 (1)～(2) [略] 3 [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分	

を削る。

- 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第42条の2(新条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第191条の12、第191条の20、第208条、第208条の11並びに第219条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第35条の2(新条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第191条の12、第191条の20、第208条、第208条の11並びに第219条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第35条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第36条第3項(新条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第50条第1項及び第2項、第124条、第191条の12並びに第191条の20において準用する場合を含む。)、第74条第2項及び第93条第2項(新条例第96条の5、第111条、第111条の4、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第208条、第208条の11及び第219条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(身体拘束等の禁止に係る経過措置)
- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第37条の2第3項(新条例第45条第1項及び第2項、第45条の4、第79条、第96条、第96条の5、第111条、第111条の4、第124条、第150条、第150条の4、第160条、第160条の4、第173条、第186条、第191条、第208条、第208条の11並びに第219条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第37条の2第3項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定について

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第42号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定障害者支援施設等の一般原則) 第3条 [略] 2 [略] 3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (従業者の員数) 第6条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1)～(3) [略] (4) 就労移行支援を行う場合 ア～ウ [略] <u>エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u> <u>オ</u> [略] (5)～(6) [略] 2～3 [略] (複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数) 第8条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第6条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ<u>並びに第4号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)</u><u>及びエ並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う</u>	(指定障害者支援施設等の一般原則) 第3条 [略] 2 [略] 3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない。</u> (従業者の員数) 第6条 [略] (1)～(3) [略] (4) [略] ア～ウ [略] <u>エ</u> [略] (5)～(6) [略] 2～3 [略] (複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数) 第8条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、第6条第1項第1号エ、第2号エ及びオ、第3号エ、<u>第4号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)</u>並びに第5号イの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置く

場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

- 2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第6条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)～(2) [略]

(サービス提供困難時の対応)

第16条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者(那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(同条例第144条第1項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(同条例第154条第1項に規定する指定自

べき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

- 2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第6条第1項第1号ア(ウ)及びオ、第2号ア(イ)及びカ、第3号ア(イ)及びオ、第4号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに第5号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)～(2) [略]

(サービス提供困難時の対応)

第16条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域(当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者(那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号。以下この条及び第37条第3項において「指定障害福祉サービス等基準条例」という。))第81条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。)、指定自立訓練(機能訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第144条第1項に規定する

立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(同条例第164条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)又は指定就労継続支援B型事業者(同条例第190条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 [略]

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第28条 [略]

2～4 [略]

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 [略]

(職場への定着のための支援の実施)

第37条 [略]

2 [略]

指定自立訓練(機能訓練)事業者をいう。)、指定自立訓練(生活訓練)事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第154条第1項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業者をいう。)、指定就労移行支援事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第164条第1項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。)又は指定就労継続支援B型事業者(指定障害福祉サービス等基準条例第190条第1項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。)等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 [略]

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第28条 [略]

2～4 [略]

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 [略]

(職場への定着のための支援等の実施)

第37条 [略]

2 [略]

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援(指定障害福祉サービス等基準条例第191条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(指定障害福祉サービス等基準条

(運営規程)

第47条 指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第53条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(13) [略]

(勤務体制の確保等)

第48条 [略]

2～3 [略]

例第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(運営規程)

第47条 指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第53条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(13) [略]

(勤務体制の確保等)

第48条 [略]

2～3 [略]

4 指定障害者支援施設等は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第48条の2 指定障害者支援施設等は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実

第54条 [略] 2 [略]	第54条 [略] 2 [略] 3 <u>指定障害者支援施設等は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> (3) <u>従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的</u> <u>に実施すること。</u> (虐待の防止) 第60条の2 <u>指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的</u> <u>に実施すること。</u> (3) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

(那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成30年那覇市条例第24号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
付 則 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条及び第11条に規定する指定障害者支援施設等については、同条例第6条及び第10条の規定にかかわらず、<u>平成33年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。	付 則 (経過措置) 2 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第7条及び第11条に規定する指定障害者支援施設等については、同条例第6条及び第10条の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間は、なお従前の例による。
備考 前条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

付 則
(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 施行日から令和4年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の那覇市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第60条の2の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第48条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第51条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(身体拘束等の禁止に係る経過措置)
- 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第54条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により
定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「障害者の日常生
活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスの事
業の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の改正に伴い、これに対応す
る条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 [略] 第2章 療養介護(第5条―<u>第33条</u>) 第3章～第9章 [略] 付則 (障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 [略] 2 [略] 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければなら</u>ない。 (非常災害対策) 第9条 [略] 2～4 [略] <u>5</u> [略] (療養介護計画の作成等) 第18条 [略] 2～4 [略] 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。	目次 第1章 [略] 第2章 療養介護(第5条―<u>第33条の2</u>) 第3章～第9章 [略] 付則 (障害福祉サービス事業者の一般原則) 第3条 [略] 2 [略] 3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければなら</u>ない。 (非常災害対策) 第9条 [略] 2～4 [略] <u>5</u> 療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければなら<u>ない。</u> <u>6</u> [略] (療養介護計画の作成等) 第18条 [略] 2～4 [略] 5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、<u>テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)</u>を活用して行うものを含む。)

6～10 [略]

(勤務体制の確保等)

第26条 [略]

2～3 [略]

(衛生管理等)

第28条 [略]

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 [略]

(勤務体制の確保等)

第26条 [略]

2～3 [略]

4 療養介護事業者は、適切な療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第26条の2 療養介護事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する療養介護の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 療養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第28条 [略]

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員

(身体拘束等の禁止)

第29条 [略]

2 [略]

会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第29条 [略]

2 [略]

3 療養介護事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待の防止)

第33条の2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(職場への定着のための支援の実施)

第45条の2 [略]

(衛生管理等)

第49条 [略]

- 2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(準用)

第51条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、

(職場への定着のための支援等の実施)

第45条の2 [略]

- 2 生活介護事業者は、当該生活介護事業者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がい者が指定就労定着支援(那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第191条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。))の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。))との連絡調整に努めなければならない。

(衛生管理等)

第49条 [略]

- 2 生活介護事業者は、当該生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(準用)

第51条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条の2までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合におい

第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第51条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第51条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第51条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第51条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第51条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第19条中「前条」とあるのは「第51条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第56条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条から第39条まで、第41条、第42条及び第45条の2から第50条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第56条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第56条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第56条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第56条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第56条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第56条において準用する前条」と読み替えるものとする。

て、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第51条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第51条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第51条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第51条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第51条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第19条中「前条」とあるのは「第51条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第56条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条の2まで、第35条から第39条まで、第41条、第42条及び第45条の2から第50条までの規定は、自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第56条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第56条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第56条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第56条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第56条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第56条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第61条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条から第37条まで、第41条、第42条、第45条の2から第50条まで、第54条及び第55条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第61条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第61条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第61条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第61条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第61条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第61条において準用する前条」と、第41条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第64条 [略]

2～5 [略]

6 第1項第3号の就労支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

7 [略]

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第65条 [略]

2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から第5項まで及び第7項の規定を準用する。

(準用)

第61条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条の2まで、第35条から第37条まで、第41条、第42条、第45条の2から第50条まで、第54条及び第55条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第61条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第61条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第61条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第61条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第61条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第61条において準用する前条」と、第41条第2項中「6人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については6人以上、宿泊型自立訓練については10人以上」と読み替えるものとする。

(職員の配置の基準)

第64条 [略]

2～5 [略]

6 [略]

(認定就労移行支援事業所の職員の員数)

第65条 [略]

2 前項の職員及びその員数については、前条第2項から第6項までの規定を準用する。

(職場への定着のための支援の実施)

第68条 [略]

(準用)

第70条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第44条、第45条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第70条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第70条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第70条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第70条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第70条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第70条において準用する前条」と、第41条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

(職場への定着のための支援等の実施)

第68条 [略]

2 就労移行支援事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整を行わなければならない。

(準用)

第70条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条の2まで、第35条から第39条まで、第41条、第42条、第44条、第45条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第70条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第70条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第70条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第70条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第70条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第8項中「6月」とあるのは「3月」と、第19条中「前条」とあるのは「第70条において準用する前条」と、第41条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所(認定就労移行支援事業所を除く。)」と読み替えるものとする。

(厚生労働大臣が定める事項の評価等)

第72条の3 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所ごとに、おおむね1年に1回以上、利用者の労働時間その他の

(職場への定着のための支援等の実施)

第83条 [略]

(準用)

第85条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条まで、第35条、第42条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第85条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第85条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第85条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第85条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第19条中「前条」とあるのは「第85条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第88条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条

当該指定就労継続支援A型事業所の運営状況に関し必要な事項として厚生労働大臣が定める事項について、厚生労働大臣が定めるところにより、自ら評価を行い、その結果をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第83条 [略]

2 就労継続支援A型事業者は、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、前項に規定する支援が終了した日以後速やかに指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(準用)

第85条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条から第33条の2まで、第35条、第42条、第46条から第50条まで及び第54条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第85条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第85条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第85条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第85条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第85条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第19条中「前条」とあるのは「第85条において準用する前条」と読み替えるものとする。

(準用)

第88条 第9条、第10条、第14条から第20条まで、第25条から第27条まで、第29条

から第33条まで、第35条、第37条、第38条、第42条、第44条、第46条から第50条まで、第54条、第72条、第74条から第76条まで及び第81条から第83条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第88条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第88条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第88条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第88条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第88条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第19条中「前条」とあるのは「第88条において準用する前条」と、第81条第1項中「第85条」とあるのは「第88条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第89条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による児童福祉法第21条

から第33条の2まで、第35条、第37条、第38条、第42条、第44条、第46条から第50条まで、第54条、第72条、第74条から第76条まで及び第81条から第83条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第10条第2項第1号中「第18条第1項」とあるのは「第88条において準用する第18条第1項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第2号中「第29条第2項」とあるのは「第88条において準用する第29条第2項」と、同項第3号中「第31条第2項」とあるのは「第88条において準用する第31条第2項」と、同項第4号中「第33条第2項」とあるのは「第88条において準用する第33条第2項」と、第17条第1項中「次条第1項」とあるのは「第88条において準用する次条第1項」と、第18条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第19条中「前条」とあるのは「第88条において準用する前条」と、第81条第1項中「第85条」とあるのは「第88条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第89条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援B型事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による那覇市指定通所支

の5の18第1項及び第2項の規定に基づき沖縄県が定める条例(次条において「指定通所支援基準条例」という。)で定める指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業(以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

(1)～(3) [略]

2～3 [略]

(職員の員数等の特例)

第90条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第40条第7項、第53条第7項及び第8項、第60条第7項、第64条第5項及び第6項並びに第75条第5項(第88条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準条例に規定する児童発達支援管理責任者を除く。))を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年那覇市条例第3号。次条において「指定通所支援基準条例」という。)第6条に規定する指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準条例第68条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第79条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下これらを「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

(1)～(3) [略]

2～3 [略]

(職員の員数等の特例)

第90条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。)の合計が20人未満である場合は、第40条第7項、第53条第7項及び第8項、第60条第7項、第64条第5項並びに第75条第5項(第88条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあっては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準条例第7条第1項第2号に規定する児童発達支援管理責任者を除く。))を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第40条第1項第4号及び第8項、第53条第1項第3号及び第9項、第60条第1項第4号及び第8項、第64条第1項第4号及び第7項並びに第75条第1項第3号及び第6項(これらの規定を第88条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 (1)～(2) [略]	る。 2 多機能型事業所は、第40条第1項第4号及び第8項、第53条第1項第3号及び第9項、第60条第1項第4号及び第8項、第64条第1項第4号及び第6項並びに第75条第1項第3号及び第6項(これらの規定を第88条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。 (1)～(2) [略]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の那覇市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第33条の2(新条例第51条、第56条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第26条の2(新条例第51条、第56条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第26条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第28条第2項及び第49条第2項(新条例第56条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第29条第3項(新条例第51条、第56条、第61条、第70条、第85条及び第88条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例制定について

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により
定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「障害者の日常生
活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備
及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の改正に伴い、これに対応する条例の
規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例
第44号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次 第1章 [略] 第2章 設備及び運営に関する基準(第5条—<u>第46条</u>) 付則 (障害者支援施設の一般原則) 第3条 [略] 2 [略] 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (非常災害対策) 第8条 [略] 2～4 [略] <u>5 [略]</u> (職員の配置の基準) 第12条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。 (1)～(4) [略] (5) 就労移行支援を行う場合 ア～ウ [略] <u>エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。</u> <u>オ</u> [略]	目次 第1章 [略] 第2章 設備及び運営に関する基準(第5条—<u>第47条</u>) 付則 (障害者支援施設の一般原則) 第3条 [略] 2 [略] 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない。</u> (非常災害対策) 第8条 [略] 2～4 [略] <u>5 障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> <u>6 [略]</u> (職員の配置の基準) 第12条 [略] (1)～(4) [略] (5) [略] ア～ウ [略] <u>エ</u> [略]

(6)～(7) [略]

2～4 [略]

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第13条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)及びエ並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びカ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及びオ並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)～(2) [略]

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第20条 [略]

2～4 [略]

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

(6)～(7) [略]

2～4 [略]

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第13条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ(イ(ア)に係る部分を除く。)並びに第6号イの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア(ウ)及びオ、第3号ア(イ)及びカ、第4号ア(イ)及びオ、第5号ア(ウ)、イ(イ)及びエ並びに第6号ア(イ)及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

(1)～(2) [略]

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

第20条 [略]

2～4 [略]

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議(利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うものを含む。)を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計

6～10 〔略〕

(職場への定着のための支援の実施)

第29条 〔略〕

2 〔略〕

(勤務体制の確保等)

第38条 〔略〕

2～3 〔略〕

画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6～10 〔略〕

(職場への定着のための支援等の実施)

第29条 〔略〕

2 〔略〕

3 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援(那覇市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年那覇市条例第41号)第191条の2に規定する指定就労定着支援をいう。以下同じ。)の利用を希望する場合には、第1項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者(同条例第191条の3第1項に規定する指定就労定着支援事業者をいう。以下同じ。)との連絡調整を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が指定就労定着支援の利用を希望する場合には、第2項に規定する支援が終了した日以後速やかに当該指定就労定着支援を受けられるよう、指定就労定着支援事業者との連絡調整に努めなければならない。

(勤務体制の確保等)

第38条 〔略〕

2～3 〔略〕

4 障害者支援施設は、適切な施設障害福祉サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

(衛生管理等)

第40条 [略]

- 2 障害者支援施設は、障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第42条 [略]

- 2 [略]

第38条の2 障害者支援施設は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

- 3 障害者支援施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第40条 [略]

- 2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第42条 [略]

- 2 [略]

- 3 障害者支援施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

	(1) <u>身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。</u> (3) <u>職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的</u> <u>に実施すること。</u> <u>(虐待の防止)</u> <u>第47条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的</u> <u>に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u> (2) <u>職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的</u> <u>に実施すること。</u> (3) <u>前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。</u>
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の那覇市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第3項及び第47条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第38条の2の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実

施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)

- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第40条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(身体拘束等の禁止に係る経過措置)

- 5 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第42条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例制定について

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定により
定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「障害者の日常生
活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センター
の設備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の改正に伴い、これに対応する
条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年那覇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(基本方針) 第2条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。</u> (非常災害対策) 第4条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 〔略〕 (記録の整備) 第6条 〔略〕 2 センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。 (1) 〔略〕 (2) <u>第17条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録 (3) <u>第18条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	(基本方針) 第2条 〔略〕 2～3 〔略〕 4 センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない。</u> (非常災害対策) 第4条 〔略〕 2～4 〔略〕 5 センターは、<u>前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> 6 〔略〕 (記録の整備) 第6条 〔略〕 2 〔略〕 (1) 〔略〕 (2) <u>第19条第2項</u>に規定する苦情の内容等の記録 (3) <u>第20条第2項</u>に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (勤務体制の確保等) 第14条 <u>センターは、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</u>

第14条 [略]

(衛生管理等)

第15条 [略]

- 2 センターは、センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 センターは、当該センターの職員によってサービスを提供しなければならない。
ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 3 センターは、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 4 センターは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第15条 [略]

(業務継続計画の策定等)

- 第16条 センターは、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 センターは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。
- 3 センターは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理等)

第17条 [略]

- 2 センターは、当該センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員

第16条～第18条　〔略〕 第19条　〔略〕	会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(第21条第1号において「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うものを含む。)を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2)　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3)　職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。 第18条～第20条　〔略〕 (虐待の防止) 第21条　センターは、当該センターにおける虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1)　虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。 (2)　職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。 (3)　前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。 第22条　〔略〕
備考 1　改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2　改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3　改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。 4　条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。	

付　則
(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 2 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の那覇市地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新条例」という。)第2条第4項及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 3 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第16条の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)
- 4 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第17条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定について

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

(提案理由)

児童福祉法の規定により定めるべきこととされている条例が従うべき基準等を定めた「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、備及び運営に関する基準」(厚生労働省令)の改正に伴い、これに対応する条例の規定を整理する等のため、この案を提出する。

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成31年那覇市条例第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(指定障害児通所支援事業者等の一般原則) 第3条 [略] 2～3 [略] 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、<u>責任者を設置する等</u>必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講ずるよう努めなければならない</u>。 (従業者の員数) 第7条 指定児童発達支援の事業を行う者(以下「指定児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)(児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。 (1) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)、<u>保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)</u>又は<u>学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者</u>	(指定障害児通所支援事業者等の一般原則) 第3条 [略] 2～3 [略] 4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障がい児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を<u>講じなければならない</u>。 (従業者の員数) 第7条 [略] (1) 児童指導員(児童の生活指導を行う者をいう。以下同じ。)<u>又は保育士(国家戦略特別区域法(平成25年法律第107号。以下「特区法」という。)第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)</u> 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員<u>又は保育士</u>の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又は

(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア～イ [略]

(2) [略]

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を見守員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

イに定める数以上

ア～イ [略]

(2) [略]

- 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他厚生労働大臣が定める医療行為をいう。以下同じ。))を恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。))におい

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項の重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。	て、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。第8条及び第80条において同じ。）のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。第8条及び第80条において同じ。）を行う場合 (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。第8条及び第80条において同じ。）のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。第8条及び第80条において同じ。）を行う場合 3 前項の規定により機能訓練担当職員又は看護職員（以下この条、次条及び第80条において「機能訓練担当職員等」という。）を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。 4 前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児（法第7条第2項の重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。
---	--

(1) [略] (2) <u>看護職員(保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。)</u> 1以上 (3)～(5) [略] <u>4</u> [略] <u>5</u> 第1項第1号の<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u>のうち、1人以上は、常勤でなければならない。 <u>6</u> 第1項第1号の<u>児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者</u>の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 <u>7</u> [略] 第8条 [略] 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において<u>日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。</u>	(1) [略] (2) 看護職員 1以上 (3)～(5) [略] <u>5</u> [略] <u>6</u> 第1項第1号の<u>児童指導員又は保育士</u>のうち、1人以上は、常勤でなければならない。 <u>7</u> 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における<u>第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数</u>の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。 <u>8</u> [略] 第8条 [略] 2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において、<u>日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。</u> (1) <u>医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合</u> (2) <u>当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</u> (3) <u>当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第</u>
---	---

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、<u>次の各号に掲げる従業者を置かなければならない</u>。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 (1)～(2) [略] 4 第2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、<u>次の各号に掲げる従業者を置かなければならない</u>。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 (1)～(2) [略]	<u>1項の登録に係る事業所である場合に限る。)</u>において、<u>医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u> 3 前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合においては、<u>当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員及び保育士の合計数に含めることができる。</u> 4 前2項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、<u>次に掲げる従業者(第2項各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)</u>を置かなければならない。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 (1)～(2) [略] (3) <u>看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合に限る。)</u> 医療的ケアを行うために必要な数 5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、<u>次に掲げる従業者を置かなければならない</u>。この場合において、当該各号に掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。 (1)～(2) [略] 6 第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第2号アの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、<u>児童指導員又は保育士でなければならない。</u>
--	---

5 [略]

6 第1項から第4項まで(第1項第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(児童発達支援計画の作成等)

第29条 [略]

2～4 [略]

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6～10 [略]

(運営規程)

第39条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第45条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(12) [略]

(勤務体制の確保等)

第40条 [略]

2～3 [略]

7 [略]

8 第1項から第5項まで(第1項第1号を除く。)に規定する従業者は、専ら当該指定児童発達支援事業所の職務に従事する者又は指定児童発達支援の単位ごとに専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、障がい児の支援に支障がない場合は、第1項第3号の栄養士及び同項第4号の調理員については、併せて設置する他の社会福祉施設の職務に従事させることができる。

(児童発達支援計画の作成等)

第29条 [略]

2～4 [略]

5 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画の作成に当たっては、障がい児に対する指定児童発達支援の提供に当たる担当者等を招集して行う会議(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行うものを含む。)を開催し、児童発達支援計画の原案について意見を求めるものとする。

6～10 [略]

(運営規程)

第39条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第45条第1項において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。

(1)～(12) [略]

(勤務体制の確保等)

第40条 [略]

2～3 [略]

4 指定児童発達支援事業者は、適切な指定児童発達支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつ

(非常災害対策)

第42条 [略]

2 [略]

(衛生管理等)

第43条 [略]

2 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

て業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第40条の2 指定児童発達支援事業者は、感染症又は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施し、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

3 指定児童発達支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(非常災害対策)

第42条 [略]

2 [略]

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

(衛生管理等)

第43条 [略]

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的を開催すると

(掲示)

第45条 [略]

(身体拘束等の禁止)

第46条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為(次項において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 [略]

(虐待等の禁止)

もに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(掲示)

第45条 [略]

2 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定児童発達支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

(身体拘束等の禁止)

第46条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障がい児又は他の障がい児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障がい児の行動を制限する行為(以下この条において「身体拘束等」という。)を行ってはならない。

2 [略]

3 指定児童発達支援事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待等の禁止)

第47条 [略]

(地域との連携等)

第53条 [略]

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、障がい児若しくはその家庭又は当該障がい児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項の認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第61条 児童発達支援に係る基準該当通所支援(以下「基準該当児童発達支援」という。)の事業を行う者(以下「基準該当児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

第47条 [略]

2 指定児童発達支援事業者は、当該指定児童発達支援事業所における虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(地域との連携等)

第53条 [略]

2 指定児童発達支援事業者(児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。)は、通常の事業の実施地域の障がい児の福祉に関し、障がい児若しくはその家庭又は当該障がい児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する幼稚園、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。)若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項の認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(従業者の員数)

第61条 [略]

(1) 児童指導員、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。)又は障害福祉サービス経験者 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア～イ [略]

(2) [略]

2 [略]

3 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

(準用)

第78条 第14条から第24条まで、第26条、第28条(第4項及び第5項を除く。)から第36条まで、第38条、第40条から第43条まで、第45条から第49条まで、第51条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第76条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第73条」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医療

(1) 児童指導員又は保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この号において同じ。) 基準該当児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当児童発達支援の提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア～イ [略]

(2) [略]

2 [略]

(準用)

第78条 第14条から第24条まで、第26条、第28条(第4項及び第5項を除く。)から第36条まで、第38条、第40条から第43条まで、第45条から第49条まで、第51条から第54条まで及び第56条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第76条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第73条」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第36条中「医療機関」とあるのは「他の専門医療機関」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「医

型児童発達支援計画」と、第56条第2項第3号中「第37条」とあるのは「第75条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第80条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 児童指導員、保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア～イ [略]

(2) [略]

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

療型児童発達支援計画」と、第56条第2項第3号中「第37条」とあるのは「第75条」と読み替えるものとする。

(従業者の員数)

第80条 [略]

(1) 児童指導員又は保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定放課後等デイサービス事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。) 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア～イ [略]

(2) [略]

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定放課後等デイサービス事業所において、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障がい児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所

	<u>に訪問させ、当該看護職員が障がい児に対して医療的ケアを行う場合</u> (2) <u>当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)</u>において、<u>医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合</u> (3) <u>当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)</u>において、<u>医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障がい児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合</u> 3 <u>前項の規定により機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等が指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員等の数を児童指導員又は保育士の合計数に含めることができる。</u>
3 <u>前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障がい児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</u> (1)～(5) [略]	4 <u>前3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。ただし、指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯のうち日常生活を営むのに必要な機能訓練を行わない時間帯については、第4号の機能訓練担当職員を置かないことができる。</u> (1)～(5) [略]
4 [略]	5 [略]
5 <u>第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者</u>のうち、1人以上は、常勤でなければならない。	6 <u>第1項第1号の児童指導員又は保育士</u>のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 <u>第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u>	7 <u>第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u>
7 [略] (従業者の員数)	8 [略] (従業者の員数)
第87条 放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援(以下「基準該当放課後等デイサービス」という。)の事業を行う者(以下「基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「基準該当放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。	第87条 [略]
(1) <u>児童指導員、保育士</u>(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。)又は<u>障害福祉サービス経験者</u> 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる<u>児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数</u>が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上 ア～イ [略]	(1) <u>児童指導員又は保育士</u>(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある基準該当放課後等デイサービス事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。) 基準該当放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該基準該当放課後等デイサービスの提供に当たる<u>児童指導員又は保育士の合計数</u>が、ア又はイに掲げる障がい児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上 ア～イ [略]
(2) [略]	(2) [略]
2 [略]	2 [略]
3 <u>第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。</u>	
(従業者の員数) 第92条 [略]	(従業者の員数) 第92条 [略]
2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学	2 前項第1号に掲げる訪問支援員は、理学

療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障がい児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障がい児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障がい児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 〔略〕
(準用)

第98条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条(第4項及び第5項を除く。)、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第43条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第77条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第9

療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員若しくは保育士(特区法第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある指定居宅訪問型児童発達支援事業所については、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)の資格を取得後又は児童指導員若しくは心理指導担当職員(学校教育法の規定による大学の短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)として配置された日以後、障がい児について、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、及び当該障がい児の介護を行う者に対して介護に関する指導を行う業務又は日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練その他の支援(以下「訓練等」という。)を行い、及び当該障がい児の訓練等を行う者に対して訓練等に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務に3年以上従事した者でなければならない。

3 〔略〕
(準用)

第98条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条(第4項及び第5項を除く。)、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第43条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで及び第77条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とある

6条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第96条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第103条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条(第4項及び第5項を除く。)、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第43条、第45条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで、第77条及び第95条から第97条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第103条において準用する第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第103条において準用する第96条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第103条において準用する第96条第2項」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第45条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第104条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第7条第1項、第2項及び第4項、第8条、第69条、第80条第1項、第2項及び第4項、第92条第1項並びに第100条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「事業所(以下「指定児童発達支援事業所」という。)」とあ

のは「第96条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第96条第2項」と、第28条第1項、第29条及び第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

(準用)

第103条 第14条から第24条まで、第26条、第27条、第28条(第4項及び第5項を除く。)、第29条から第32条まで、第34条、第36条から第38条まで、第40条、第40条の2、第43条、第45条から第47条まで、第49条、第51条、第52条、第53条第1項、第54条から第56条まで、第77条及び第95条から第97条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「第39条」とあるのは「第103条において準用する第97条」と、第18条中「いう。第39条第6号及び第53条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第24条第2項中「次条」とあるのは「第103条において準用する第96条」と、第27条第2項中「第25条第2項」とあるのは「第103条において準用する第96条第2項」と、第28条第1項及び第29条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第45条第1項中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と、第56条第2項第2号中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第104条 多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。)に係る事業を行う者に対する第7条第1項から第3項まで及び第5項、第8条(第3項及び第6項を除く。)、第69条、第80条第1項、第2項及び第5項、第92条第1項並びに第100条第1項の規定の適用については、第7条第1項中「事業所(以下「指定

るのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第8条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第69条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第80条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第92条第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、第100条第1項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事

児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第8条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第5項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第7項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第8項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第69条第1項中「事業所(以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)」とあり、並びに同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第80条第1項中「事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第3項中「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第5項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第92条第1項中「事業所(以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」と、

業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、<u>第7条第5項及び第80条第5項</u>の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。	第100条第1項中「事業所(以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。)」とあるのは「多機能型事業所」とする。 2 利用定員の合計が20人未満である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、<u>第7条第6項及び第80条第6項</u>の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者(児童発達支援管理責任者、嘱託医及び管理者を除く。)のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。 2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

(施行期日)

- この条例は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
(虐待の防止に係る経過措置)
- 施行日から令和4年3月31日までの間、改正後の那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第3条第4項及び第47条第2項(新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(業務継続計画の策定等に係る経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第40条の2(新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、新条例第40条の2第1項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。
(感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止の対策等に係る経過措置)
- 施行日から令和6年3月31日までの間、新条例第43条第2項(新条例第60条、第64条、第78条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
(身体拘束等の禁止に係る経過措置)
- 施行日から令和4年3月31日までの間、新条例第46条第3項(新条例第60条、第64条、第7

8条、第85条、第86条、第90条、第98条及び第103条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(旧指定児童発達支援事業者に係る経過措置)

6 この条例の施行の際現に指定を受けている改正前の那覇市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「旧条例」という。)第7条第1項に規定する指定児童発達支援事業者(次項から付則第8項までにおいて「旧指定児童発達支援事業者」という。)については、新条例第7条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

7 旧指定児童発達支援事業者に対する新条例第7条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者、通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。))若しくは文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。))」と、新条例第7条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。))」とする。

8 旧指定児童発達支援事業者については、新条例第8条第6項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(旧基準該当児童発達支援事業者に係る経過措置)

9 この条例の施行の際現に旧条例第61条第1項に規定する基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている基準該当児童発達支援事業者(次項において「旧基準該当児童発達支援事業者」という。)については、新条例第61条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

10 旧基準該当児童発達支援事業者については、旧条例第61条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。

(旧指定放課後等デイサービス事業者に係る経過措置)

11 この条例の施行の際現に指定を受けている旧条例第80条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者(次項及び付則第13項において「旧指定放課後等デイサービス事業者」という。)については、新条例第80条第1項及び第6項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

12 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第80条第3項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。

13 旧指定放課後等デイサービス事業者に対する新条例第80条第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数(看護職員を除く。))」とする。

(旧基準該当放課後等デイサービス事業者に係る経過措置)

14 この条例の施行の際現に旧条例第87条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービス支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者(次項において「旧基準該当放課後等デイサービス事業者」という。)については、新条例第87条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

15 旧基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧条例第87条第3項の規定は、令

和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

専決処分の報告について（車両事故）

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年2月19日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき平成 12 年 3 月 24 日議会の議決により指定された、1 件 200 万円以下の損害賠償について、次のとおり専決処分する。

令和 3 年 2 月 3 日

那覇市長 城 間 幹 子

- | | | |
|---|-----------------|----------------|
| 1 | 事 件 名 | 車両事故 |
| 2 | 賠償の相手方
及び賠償額 | |
| | 相 手 方 | 那覇市・南風原町環境施設組合 |
| | 賠 償 額 | 174,790 円 |

専決処分の報告について(業務委託金額の変更)

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 19 日提出

那覇市長 城 間 幹 子

専 決 処 分 書

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成12年3月24日議会の議決により指定された請負金額の100分の5以内でその額が1,000万円を超えない範囲の請負金額の変更について、次のとおり専決処分する。

令和3年2月16日

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 議 決 事 件 名 業務委託契約について(校内情報通信ネットワーク環境整備業務)(令和2年11月2日同意)

業 務 名 那覇市GIGAスクール校内情報通信ネットワーク環境整備業務

契約の相手方 那覇市壺川3丁目4番26 オキジム壺川ビル402
株式会社 オキジム 那覇支店
代表取締役 新里 哲郎

- 2 変更する事項 契約金額

既 決 金 額 764,500,000 円

変更する金額 765,813,178 円

